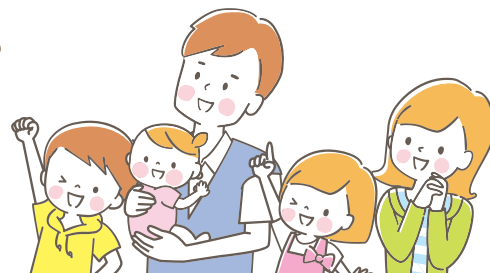


令和5年度

～児童手当を受給しているご家庭の皆様へ～

# 鹿児島市児童手当受給世帯への 臨時給付金のご案内

物価高騰の影響を受ける子育て世帯（児童手当受給世帯）の負担軽減を図るため、鹿児島市としての給付金を支給します。



## 1 支給対象者等

次表に掲げる児童手当受給者①、②の方へ支給します。

	支給対象者	支給要件	申請方法	支給日等	申請期限(必着)
①	鹿児島市からの児童手当受給者(公務員以外)	ア 令和5年12月分の児童手当対象児童を養育している者	申請不要	令和6年2月21日(水)	-
		イ 令和5年12月1日～令和6年3月31日に生まれた新生児の児童手当受給者で、出生日時点に鹿児島市に住民登録がある者		令和6年2月下旬から順次支給(児童手当が認定になり次第、順次支給)	-
②	職場からの児童手当受給者(公務員)	ア ・令和5年12月分の児童手当対象児童を養育している者 ・児童手当受給者が令和5年11月30日時点で本市に住民登録がある者	要申請	申請後、2月下旬から順次支給(令和6年1月15日から申請受付開始)	令和6年3月29日(金)
		イ 令和5年12月1日～令和6年3月31日に生まれた新生児の児童手当受給者で、出生日時点に鹿児島市に住民登録がある者			令和6年5月31日(金)

※【申請不要】の方 → ・振込先は児童手当で指定されている口座になります。  
・支給日の前に案内ハガキ(新生児は封書)を送付します。

※【要申請】の方 → ・振込先はマイナンバーカードに登録している公金受取口座か、ご自分で指定された口座になります。  
・1月中旬以降、職場を通じて案内をいたしますが、案内がない場合鹿児島市ホームページから申請書をダウンロードして申請いただくか、コールセンター(099-219-0260)へお問い合わせください。



鹿児島市  
ホームページ

## 2 支給額

児童1人あたり1万円

※児童とは、児童手当の対象児童となる平成20年4月2日から令和6年3月31日までに生まれた児童のことです。

## 3 問い合わせ先

※平日 8時30分～17時15分

児童手当受給世帯への臨時給付金コールセンター

電話：099-219-0260

## 4 提出書類

- 『令和5年度鹿児島市児童手当受給世帯への臨時給付金申請書（請求書）』  
※公務員の方は、職場の証明が必要
- 『受取口座を確認できる書類（通帳やキャッシュカード）の写し（コピー）』

## 5 相談・受付窓口 ※平日 8時30分～17時15分

鹿児島市役所 本庁 本館1階 家庭児童相談室

## 6 郵送先

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号  
鹿児島市役所 こども福祉課「児童手当受給世帯への臨時給付金担当」

# 支給対象者のQ&A

## 1 公務員以外の例

Q 令和5年12月に離婚をして、児童手当の受給者変更手続きをしたが、もらえるの？

A → 1月分からの児童手当受給となるので、受給できません。

Q 児童手当が所得制限限度額に該当しており5,000円/月の支給だが、もらえるの？

A → 児童手当受給者であるため、受給できます。

Q 令和6年1月に新生児が生まれたのに、すぐ受給できないのはなぜですか？

A → 児童手当の認定がされた後に給付金の支給となっているからです。

## 2 公務員の例

Q 令和5年12月分の児童手当受給者だが、5年11月初旬に鹿児島市外に転出した、もらえるの？

A → 児童手当受給者が5年11月30日時点で本市に住民登録がないため、受給できません。

Q 鹿児島市内に住民登録があり、職場は市外。職場から令和5年12月分児童手当受給者であるが、もらえるの？

A → 受給できます。

Q 令和6年1月に鹿児島市に転入し、2月に第3子が生まれ、職場で児童手当の手続きをしたがもらえるの？

A → 第3子出生時に、児童手当受給者が転入済であれば第3子のみ、受給できます。

### 注意

- ・児童手当受給世帯への臨時給付金は「一時所得」として所得税の課税の対象となります。ただし、生命保険の満期保険金等、他の一時所得と合算して50万円を超えないかぎり申告する必要はありません。
- ・DV（ドメスティックバイオレンス）等で避難している方については、12月分の児童手当児童手当受給者に限定されるものではありません。

